

岡山市国際交流事業等共催及び後援取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国、地方公共団体その他の団体等（以下「団体」という。）が実施する国際交流等に関する事業又は行事（以下「事業等」という。）を特に奨励すべき事業として岡山市（以下「市」という。）が共催又は後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

(共催及び後援の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 共催 団体が主催する事業に対して、市がその事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認するとともに、事業計画段階から主体となって共同で事業を行うことをいう。

(2) 後援 団体が主催する事業に対して、市がその事業の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承認することによって支援することをいう。

(共催及び後援の名義)

第3条 市長が共催又は後援（以下「後援等」という。）について使用を承認する名義は、「岡山市」とする。

(対象団体等)

第4条 後援等を承認する団体の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 国及び地方公共団体並びにこれらの機関

(2) 前号に掲げる団体の連合体又はこれらに準ずる団体

(3) 公益法人及びこれに準ずる公共性の強い団体

(4) その他次の要件のいずれをも満たす団体

ア 主催者の存在、所在地が明確であること。

イ 堅実な活動実績を有する等、事業等遂行の意思及び能力が十分にあると認められること。

(共催及び後援の基準)

第5条 後援等する事業は、その目的及び内容が国際交流等に寄与するもので、次の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 事業計画が明確で実施の確実性が十分に認められること。
- (2) 特定の会員等を対象とせず、広く市民に公開され一般市民に参加の機会が与えられているもので、かつ参加予定者数が相当程度見込まれるもの。ただし、公的な団体が実施する又は国際交流等に特に寄与すると認められる事業等についてはこの限りでない。
- (3) 市内の会場において開催されるものであること。ただし、当該事業が次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

ア 広域な規模又はこれに準じた規模で行われる場合

イ 必要とされる設備等について市内の会場では対応できないため、隣接市町村の会場で開催される場合

ウ 岡山市民の多数の参加が見込まれる場合

エ. 市の国際友好交流都市・地域等で実施される事業で、国際交流等の成果が見込まれる場合

- (4) 入場料等を徴収する事業にあつては、その額が適正又は社会通念上低廉である等、事業の参加者に対して過重の負担を負わせないもの。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、後援等を承認しない。

- (1) 政治団体、宗教団体の活動又は特定の宗教若しくは政治のための活動と認められる事業
- (2) 事業等が公序良俗に反するものその他社会的に非難を受けるおそれがあるとき。
- (3) 団体等の宣伝若しくは会員の勧誘を主たる目的とする事業
- (4) 営利事業又は営利的意図があると認められるもの。ただし、市長が特に認めたものはこの限りではない。
- (5) 集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるもの又は参加者に対して圧迫感を与えるもの。

(6) 市の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれがあるもの。

(申請)

第6条 後援等を受けようとする団体等（以下「申請団体」という。）の代表者は、（事業等開催日の20日前までに）共催後援申請書(様式第1号)を提出し、その承認を得なければならない。

2 前項に定める申請書には、次の書類を添付するものとする。

(1) 規約又は会則等の組織、代表者、活動目的等の申請団体を明らかにする書類

(2) 申請団体の収支決算書

(3) 申請団体の活動実績を明らかにする書類

(4) 事業の企画書、開催要項等、事業目的及び事業計画を示す書類

(5) 事業の収支予算書

(6) その他市長が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号に掲げる書類について、既に保有している場合又は申請団体がそれぞれ当該各号に掲げる団体である場合は、その提出を省略させることができる。

(1) 前項第1号及び2号に掲げる書類 第4条第1号に掲げる団体又は同条第2号から第4号までに掲げる団体であって、当該書類に記載すべき内容が社会通念上明白な団体

(2) 前項第3号に掲げる書類 第4条第1号から同条第3号に掲げる団体又は当該書類に記載すべき内容が社会通念上明白な団体

(3) 前項第5号に掲げる書類 第4条第1号に掲げる団体

(承認)

第7条 市長は、後援等を承認した場合は、申請団体の代表者に「共催後援承認通知書」(様式第2号)により通知する。

(条件)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、後援等の承認に際し条件を付すことができる。

(事業中止等の届出)

第9条 主催者は、後援等の承認を受けた後に事業を中止し、又は事業内容等を変更する場合は、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

(後援等の取消し等)

第10条 市長は、後援等の承認後に、第5条第2項の規定に該当する事実が認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、後援等を取消すものとする。

2 事業実施後に第5条第2項の規定に該当したことが認められたとき又はその他不適当な行為があったと認めるときは、以後その団体に対する後援等を承認しないものとする。

(報告)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、申請団体に対し、事業等に関し必要な事項の報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業等の後援等の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。